

山武市週休2日制適用工事試行要領（令和6年9月版）

1 目的

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、山武市では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 適用工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

(2) 現場閉所による週休2日工事

1) 週休2日

4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。なお、経費補正が認められるのは下記の3区分とする。

- ①4週6休 ②4週7休 ③4週8休

2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

6) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ (対象期間の日数－対象期間外の日数)

(3) 週休2日交替制工事

1) 週休2日

4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。なお、経費補正が認められるのは下記3区分とする。

- ① 4週6休 ②4週7休 ③4週8休

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技術労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

4) 対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間（※）をいう

※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

5) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ (対象期間の日数－対象期間外の日数)

6) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(4) 共通

1) 対象期間外

- ① 年末年始6日間、夏季休暇3日間
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間

2) 4週6休

現場閉所率または平均休日率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満のことをいう。

3) 4週7休

現場閉所率または平均休日率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満のことをいう。

4) 4週8休

現場閉所率または平均休日率が28.5%（8日／28日）以上のことをいう。

3 対象工事

適用工事は、原則として山武市が入札方式により執行する工事（営繕関係工事は除く）で設計金額が1,000万円以上のものを対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・現場施工が1週間未満の工事
- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

4 発注方式

現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることが

できる。なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。

また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

5 工事費の積算

週休2日の各区分に応じた補正係数（別紙1）を各経費等に乗じる。

発注時は4週8休達成を前提として積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

6 実施方法

（1）条件明示等

発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙2のとおり記載すること。

（2）受注者による意思表示

受注者は、工事契約後、工事期間をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督職員と週休2日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日または休日予定がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。

（3）工事看板による表示

受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

（4）実施報告

受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙3）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙4）または、休日確保状況チェックリスト（別紙5）を監督職員に提出すること。

対象期間終了後は、速やかに最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日または休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

（5）工期変更時の対応

工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

① 工事工程の条件に変更が生じた場合

- ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。

7 工事成績

週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

8 その他

監督職員は、この要領に定めのない事項またはこの要領に疑義を生じた事項については、財政課と協議すること。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

○補正係数

現場閉所による週休2日工事の補正

	4週6休	4週7休	4週8休 以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

週休2日交替制工事の補正

	4週6休	4週7休	4週8休 以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

※千葉県積算システムによる係数に準ずる。

○市場単価方式の補正係数について（現場閉所による週休2日工事にのみ適用）

市場単価方式の週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

No.	名称	区分	補正係数		
			4週6休	4週7休	4週8休
1	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
2	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
3	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
4	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
5	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
6	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
		撤去	1.01	1.03	1.05
7	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
8	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
9	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
10	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
11	法面工		1.00	1.01	1.02
12	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
13	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
14	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05

		剪定	1.01	1.03	1.05
15	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
18	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
19	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
20	グルーピング工		1.00	1.01	1.01
21	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
22	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

※千葉県積算システムによる係数に準ずる。

○ 特記仕様書記載例

・週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。

3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。

4 週休2日制の実施にあたっては、「山武市週休2日制適用工事試行要領（令和6年9月版）」に基づき行うこと。

・週休2日制適用工事【週休2日交替制工事】

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

2 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。

3 週休2日制の実施にあたっては、「山武市週休2日制適用工事試行要領（令和6年9月版）」に基づき行うこと。

週休2日制適用工事 休日確保状況チェックリスト

工事名 ○○工事
受注者名 ○○工務店

会社名	氏名	2024年8月 休日確保状況																														対象期間 日数	休日 日数						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31					
																																		31	0				
																																			31	0			
																																			31	0			
																																			31	0			
																																				31	0		
																																				31	0		
																																					31	0	
																																					31	0	
																																						31	0
																																						31	0
																																						31	0
		合計																														372	0						

- ※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（”休”：休日、”-”：対象期間外、空欄：対象期間）
- ※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。
- ※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。
- ※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。